

学校生活の心得

1 通学について

- (1) 交通道徳ならびに交通法規を厳守し事故のないよう注意する。
- (2) 通学については次の基準により許可する。方法については年度初めに届出なければならない。原則としては、徒歩、自転車またはバス通学の自力登校を基本とする。

【バス通学】

バス通学を希望する者は事務で通学証明書の交付を受けること。

【自転車通学】

- ア 自転車通学を希望する者は、生徒部に許可願（提出8）を提出すること。
- イ 自転車通学上の注意
 - a 通学に使用する自転車は県警の防犯登録をする。
 - b 自転車損害賠償保険等の登録をする。
 - c 自転車ヘルメットを着用する。
 - d 二重ロックをする。
 - e 学校の指定された場所に置く。
 - f 自転車の並走、無灯火、イヤホン着用、携帯電話操作をしながらの運転は禁止。
 - g 雨天時の通学には必ず雨カッパ（付票14）を使用すること。
- ウ 次の自転車は許可しない。
 - a マウンテンバイク及びミニサイクル24インチ未満
 - b スプレー缶で上塗りした自転車。
 - c 後輪の泥除けのない自転車
 - d ハブステップ装着車

【普通自動車免許取得等】

- ア 原動機付き自転車及び自動二輪の免許は、原則として認めない。
- イ 普通自動車の免許取得、自動車学校入校は、3年時第2学期中間考査以降に設定し、別途許可をする。

【原動機付き自転車（原付バイク）通学】

- ア 遠距離通学生等に限り1年時第2学期より認め、別途許可をする。
- イ 通学用バイクには任意保険を必ず掛けること。

2 段階的指導について

(1) 目的

本校の教育活動全般を通して、段階的指導を導入して生徒の規範意識の醸成、基本的生活習慣の確立、自己管理能力の育成を目指すと同時に、将来の進路実現にそなえる。

(2) 方法

教育的指導・注意・喚起の中に「指導票」を取り入れ、指導を行う際に指導履歴として発行する。

指導を受けた生徒に対して、指導票の枚数を累積していく、受けた回数により指導レベルを上げて改善の深化をはかる。

ア 服装や生活面で指導が必要な時に職員が生徒に対して注意を行うと同時に指導票を発行する。

イ 担任はクラス生徒の累積、指導内容を確認し、毎朝生徒への指導に当たる。

ウ 指導票の累積により、担任指導から学年主任・学科主任・生徒部長・教頭・校長と指導を深める。

エ 生徒部が指定する愛校作業に参加すれば累積を減らせる。

(3) 内容

ア 整容指導関係（校内・校外も含む）

指導の対象	指導項目	指導票発行の基準
男子	腰パン 夏服時のインナー（白・黒・紺・グレー） ベルト シャツ出し ネクタイ ズボンの裾まくり	<ul style="list-style-type: none">・ウエストが腰の位置に落ちている・夏服から華美なインナーや文字が透けている・制服にふさわしくないもの・シャツがでている・所定の位置で結ばれていない・ズボンの裾をまくっている
女子	スカート丈 化粧 リボン	<ul style="list-style-type: none">・裾が膝にかかるといい・認めない・留めていない
共通	頭髪 眉 靴 装飾品 爪 制服の着崩し 靴下 ピアス穴	<ul style="list-style-type: none">・面接試験等を受ける状態ではないもの。 目にかかる前髪をヘアピンで留め、肩より長い髪を華美でないゴムで結んでいない。・剃ったり、抜いたりしている。・ローファー・華美でないスニーカー以外・学校生活に不必要的装飾品等を身に付けている場合・爪が伸びている。マニキュアをしている。・制服の着崩し、指定外のセーター、首元や袖口のボタンを外している等だらしない格好、面接試験等を受ける状態でないもの・黒・紺・白 以外の靴下・耳等にピアスの穴が開いている

イ 生活指導関係

指導の対象	指導項目	指導票発行の基準
共通	無断遅刻・早退・欠席	・保護者から連絡が無かった場合（学校欠席、再考査・実習・補講・補習・課外・掃除等の欠席も含む）
	指導無視	・指導に従わず改善行動を取らなかった場合
	暴言	・指導に対して暴言を発する
	土足・飲食	・学校での生活マナー違反（他人への不快な行動等）
	校内携帯電話使用	・校内で手にしたり、電源OFFでない（着信音が鳴った）場合
	交通安全運転義務違反	・交通安全運転義務を怠っていた場合
禁止場所への立ち入り		・高校生として不適切な場所への立ち入り（ゲームセンター、遊戯施設等）

（4）指導の段階について

指導票発行職員による指導、担任の毎日の指導に加え、以下の段階的な指導を行う。

指導回数	5	10	12	15	17	20	25
指導者	学年主任 指導	学科主任 指導	生徒部長 指導	教頭指導 (保護者召喚)	生徒部長 指導	校長指導 (保護者召喚)	特別指導

（5）愛校作業と指導回数の減免措置について

※愛校作業の意義

指導を受けた後、朝から先生方と会話を通して改善の深化を図り、清掃活動を通じて心を整える。

- ア 生徒部が行っている愛校作業を行った場合 1回につき1回累積から減らす。ただし、翌朝の愛校作業予約は、本人が前日の夕方16:30までに行う。
- イ 25回目の指導を受け、特別な指導となった場合は、累積を全てリセットする。

（6）遅刻について

- ア 保護者から連絡のない遅刻については指導票を発行する。校門を8時30分のチャイムの後に通過した場合は、校門で指導票を発行する。
- イ 遅刻者は生徒部室、又は職員室で遅刻届を記入後、職員に押印してもらい授業担当者に提示をする。この遅刻届を持参した場合、授業担当者は指導票を発行しない。

（7）頭髪等について

※検査の目的

- ア 頭髪や服装を整えることによって自律的な学校生活を送る基本的姿勢を身に付ける。
- イ 将来の進路に向けしっかりした社会性を身に付ける。
- ウ 高校生活の充実に向けて全校生徒で取り組む。

本校では、毎月服装頭髪検査を実施しているため、頭髪については極端な変化が見られない限り指導票は発行しない。ただし、頭髪・服装が不適切な場合は指導票を発行する。

（8）携帯電話について

携帯電話については持ち込み及び校内での所持は認める。校内では電源オフを徹底し、使用は一切認めない。校内で携帯電話を手にしていた場合には指導票を発行する。その後、生徒部にて携帯電話を厳封し本人へ返却する。本人は翌日朝から厳封した携帯電話を生徒部へ預け放課後取りに来る。

3 校内生活について

- (1) 欠席、遅刻の場合は、必ず保護者より担任（学校）に連絡をする。
- (2) 登校後、無断での外出は原則許可しない。やむを得ない場合は担任に届け出、生徒部で外出許可を受ける。
- (3) 所持品には必ず記名をする。
- (4) 校内には学用品以外の不必要な物は持ち込まない。
- (5) 本校には売店が無いため、家庭から弁当を持参する。
- (6) 校内において周囲が不快に想う言動・姿勢・態度を取る行動を厳に慎む。

4 校外生活について

- (1) 遊技場（パチンコ店等）、カラオケボックス、ゲームセンター等への出入りは禁止。補導、指導の対象となる。
- (2) 外泊は絶対にしない。
- (3) 万が一、補導や指導を受けたり交通事故等に遭遇した場合は担任や学校へ速やかに報告する。

5 アルバイトについて

高校生は学業に専念しなければならないことから、アルバイトは原則として禁止。しかし、経済的に困難等明確な理由がある場合に限り、面談の上、保護者責任、管理下において許可する。

6 携帯電話フィルタリングについて

利用時間、利用内容等の約束事を必ず家庭で決め、閲覧サイトの規制等、フィルタリングを確実に保護者責任のもと行うこと。また、個人情報の流布、個人写真掲載等は禁止。情報モラルをしっかりと身に付けた上で利用すること。

7 18歳以上の選挙権について

校内における一切の選挙活動はこれを禁止する。

8 校則の見直し・検討

- ・職員、保護者、生徒が一体となり同じ方向を向いて生徒たち一人ひとりの将来の進路を実現させるための校則の見直し・検討の取り組みを実施する。
- ・検討等は生徒会役員の意見を聴取し「学校運営協議会」によって実施する。
- ・変更等について次年度の「高校生活の手引き」に反映させ、これを学校ホームページで公開する。